

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪産業創造館機械式駐車場料金システム改修工事	10:電気通信工事	中央区	(株) 富士ダイナミクス	7,020,000	平成28年1月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
2	共同溝外1ガス検知器修繕	04:電気工事	旭区 東成区 都島区 城東区 平野区 生野 区 北区 此花区	(株) 理研商会	5,778,000	平成28年1月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	庭窪浄水場外1か所計装用空気圧縮機設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市 寝屋川市	田邊コンプレッサー (株)	19,224,000	平成28年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
4	舞洲スラッジセンター空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	此花区	三菱重工冷熱(株)	4,644,000	平成28年1月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	福島区	オイレスECO(株)	2,062,800	平成28年1月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その12)	01:土木工事	住之江区	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業 体	4,081,320,000	平成28年1月25日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第10条第1項 第5号	W5	適用
7	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工 事	東住吉区 生野区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	5,400,000	平成28年1月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	舞洲体育館空調自動制御機器更新工事	04:電気工事	此花区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	7,884,000	平成28年2月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	港区	(株) 日立プラントサー ビス	12,096,000	平成28年2月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	舞洲スラッジセンター各種サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	住友重機械精機販売 (株)	5,292,000	平成28年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	大阪市中央卸売市場東部市場加工食料品売場テーブルリフター設備補修工事	09A:昇降機設置工 事	東住吉区	日本機器鋼業(株)	2,484,000	平成28年2月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) カワサキマシンス テムズ	57,564,000	平成28年2月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	豊野浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	42,336,000	平成28年2月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
14	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	(株) 前澤エンジニア リングサービス	40,824,000	平成28年2月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	本庁舎空調用蒸気ボイラ整備工事	09D:機械器具設置 工事	北区	(株)前田鉄工所	7,776,000	平成28年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
16	舞洲スラッジセンター外9か所監視制御 設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 福島区 西淀 川区 西成区 住之江 区 平野区 城東区	三菱電機(株)	246,132,000	平成28年2月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
17	此花下水処理場外2か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 平野区	(株)日立製作所	408,240,000	平成28年2月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	城東抽水所外10か所監視制御設備外機 能追加工事	09B:上下水道施設 工事	城東区 東成区 住之 江区 北区 淀川区 西 区 福島区 西淀川区	(株)東芝	213,840,000	平成28年2月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
19	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その 9)	01:土木工事	西区	熊谷・三井住友・日宝 特定建設工事共同企 業体	582,120,000	平成28年3月1日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第10条第1項 第5号	W5	適用
20	真田山加圧ポンプ場施設運転用自家発 電設備設置に伴う既設監視制御設備改 造その他工事	09B:上下水道施設 工事	天王寺区 東淀川区 中央区 都島区 住之 江区 東成区 西区	三菱電機(株)	190,512,000	平成28年3月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
21	巽配水場配水ポンプ回転速度制御設備 改良に伴う既設監視制御設備他改造そ の他工事	09B:上下水道施設 工事	生野区 東淀川区 住之江区 守口市	(株)日立製作所	205,740,000	平成28年3月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
22	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住 吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その 11)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企 業体	521,640,000	平成28年3月23日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第10条第1項 第5号	W5	適用
23	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 13)	01:土木工事	此花区	鴻池・竹中土木・佐藤・ 三井住友・あおみ 特定 建設工事共同企業体	2,248,560,000	平成28年3月23日	地方公共団体の物品 等又は特定役務の調 達手続の特例を定め る政令第10条第1項 第5号	W5	適用
24	(仮称)東部サテライト他改修に伴う既設 通信設備改造工事	10:電気通信工事	鶴見区 住之江区 中央区 福島区 東 淀川区	(株)日立システムズ	10,692,000	平成28年3月28日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪産業創造館機械式駐車場料金システム改修工事

2. 契約の相手方

(株) 富士ダイナミクス

3. 随意契約理由

本工事は、大阪産業創造館に設置されている駐車場管制設備の事前精算機、駐車券再発行機、カーゲート、ゲートコントローラ、車両感知器、ループコイル等を改修するものである。

当該機器については、三菱プレジジョン（株）が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により、本工事を実施できるのは、三菱プレジジョン（株）から保守、修理、施工を移管されている（株）富士ダイナミクスのみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝外1ガス検知器修繕

2 契約相手方

(株) 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝の各洞道内及び地下道内において維持管理作業等のため酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株)理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場外1か所計装用空気圧縮機設備整備修繕

2 契約の相手方

田邊コンプレッサー（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している計装用空気圧縮機設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該空気圧縮機設備は、（株）田邊空気機械製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、空気圧縮機設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、（株）田邊空気機械製作所よりアフターサービスに関する一切の業務を委託している田邊コンプレッサー（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター空気調和機修繕

2 契約相手方：三菱重工冷熱㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する空気調和機は、舞洲スラッジセンターの変圧器・特高室、電気室、監視室等の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり舞洲スラッジセンターの各施設を運転するために欠かせない重要な設備である。

各種空気調和機の各構成部品が長時間の運転により損耗し、運転に支障を来しているので修繕するものである。

本空気調和機は、三菱重工業㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も設計製作した同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である三菱重工業㈱からサービス業務全般を移管されている三菱重工冷熱㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事

2 契約の相手方

オイレスECO(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要があり、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事
（その12）

2 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その11）に引き続き躯体構築を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板及び土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である躯体工はそれら土留め支保工を盛替え設置しながら周辺の影響を抑制して進めるため、早期に構築を完成することが安全上重要となる。

上述のとおり、躯体構築と鋼管矢板及び土留め支保工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約・理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤオイル・ドアレールガイドローラー・ワイヤーロープ・ドア・バッテリー等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機 (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機 (株) は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲体育館空調自動制御機器更新工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、舞洲体育館における電気、防災、空調等の各設備を安全かつ確実に効率的な運用を行うため、集中制御により遠隔監視制御を行っている中央監視制御設備の内、主に空調設備の制御を司る空調自動制御機器の一部を更新するものである。

中央監視制御設備は、三菱電機(株)が平成5年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工までを行っており、その後、本設備の点検業務及び部分更新を含む工事等の業務移管を受けている三菱電機ビルテクノサービス(株)で、平成22年度に改修工事、並びに点検業務を行っている。

本空調自動制御機器は、中央監視制御設備の現場端末装置に内蔵しているものであり、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の設計から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当(電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

安治川1号上屋外1箇所機械設備補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、安治川1号・11号上屋に設置している吸収塔・投薬配管及び冷凍機を補修するものである。

安治川1号・11号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸倉庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。

くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能を発揮できるものであり、正確に稼動しなければ、青酸ガスによるくん蒸業務ができず、青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる(株)日立製作所から当該くん蒸・定温設備に関する補修業務を移管された(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター各種サイクロ減速機修繕
2. 契約相手方：住友重機械精機販売（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕する各種サイクロ減速機のうち、受泥槽攪拌機用減速機は受泥槽の攪拌機用減速機であるが、回転部分等の構成部品が長時間の運転により損耗しており、汚泥攪拌不足から汚泥堆積による受泥槽引抜き管詰り等が生じると、汚泥処理に重大な障害となるため修繕するものである。また、ケーキ移送コンベヤ用減速機は脱水機より排出された脱水ケーキをケーキピットに移送するコンベヤ用減速機であるが、同じく回転部分等の構成部品が長時間の運転により損耗しており、脱水機からの排出ができなくなると汚泥処理に重大な障害となるため修繕するものである。

本機器は住友重機械工業(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が出来る業者は製造会社からサイクロ減速機の修繕業務を移管されている住友重機械精機販売(株)のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場 加工食料品売場テーブルリフター設備補修工事

2 契約の相手方

日本機器鋼業(株)

3 随意契約理由

本工事は、テーブルリフター設備の油圧システム及び制御機器等の取替えを行うものである。施工にあたっては、機能維持の観点から既存機器との整合が必要不可欠である。そのため、製造業者独自の専門知識、技術力及び機器設備及び制御系の技術情報が必要であり、その独自の専門知識及び技術情報は製造業者である日本機器鋼業(株)のみが有している。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本機器鋼業(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕

2 契約相手方：(株)カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備を運転するために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕及び点検を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業(株)が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、ガスタービン発電設備としての性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び整備を行わせることはできず、かつ、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である川崎重工業(株)のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの総代理店である(株)カワサキマシンシステムズのみであるため、同業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、中オゾン設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は三菱電機（株）より整備業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

- 1 案件名称
豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）
- 2 契約の相手方
（株）前澤エンジニアリングサービス
- 3 随意契約理由
本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、後オゾン設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は前澤工業（株）より整備業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

本庁舎空調用蒸気ボイラ整備工事

2 契約の相手方

(株) 前田鉄工所

3 随意契約理由

本工事は、本庁舎に設置されている空調機に蒸気を供給する設備である蒸気ボイラ設備の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、(株)前田鉄工所が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は(株)前田鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1. 工事名称： 舞洲スラッジセンター外9か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、送泥ネットワークに必要となる監視機能及び海老江下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

- 1 工事名称：此花下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、此花下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1. 工事名称： 城東抽水所外 10 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、城東抽水所外 10 か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7898)

随意契約理由書

1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その9)

2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その8)に引き続き本体仮設工、本体築造工を行うものであるが、今回施工する本体築造工は同工事(その1)で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留め支保工である。

その目的の発現から今後の施工において近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物である。

また、今回工事である本体築造工の施工にあたり、本体仮設工を本体構造物に盛替え撤去を繰返し行うことで本体構造物の荷重を伝達する必要があり、周辺への影響を最小限に抑制した施工管理が重要となる。

上述のとおり本体築造工と本体仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

1 案件名称

真田山加圧ポンプ場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設監視制御設備改造
その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、真田山加圧ポンプ場施設運転用自家発電設備設置、受配電設備改良、配水ポンプ設備改良及び大手前配水場配水ポンプ運転制御機能変更、桜宮配水場配水ポンプ運転制御機能変更に伴う既設監視制御設備の改造並びにプラント系情報通信ネットワーク構築、水質情報システム改良、城東配水場監視制御設備改良、水質テレメータ改良に伴う既設配水情報システム、既設水質情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

異配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良に伴う既設監視制御設備他改造
その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、異配水場配水ポンプ回転速度制御設備改良、柴島浄水場下系揚水ポンプ設備設置、真田山加圧ポンプ場配水ポンプ設備改良、柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入演算式変更、庭窪浄水場次亜塩素酸ナトリウム注入演算式変更、プラント系情報通信ネットワーク構築、住之江配水場他配水ポンプ運転制御機能変更に伴い、異配水場の監視制御設備、運転操作設備、高圧電動機設備、柴島浄水場の配水管理設備Ⅱ、総合水運用システム、浄水管理設備、庭窪浄水場の監視制御設備及び住之江配水場の監視制御設備の改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その11）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その10）にて施工した地盤改良工により遮水された地盤の掘削を行うものである。

今回工事の掘削工と既設工事である底盤部地盤改良と遮水壁工は一体化させて被圧滞水層を囲うことにより、複雑な地層層序部においても確実な遮水性能を確保しようとするものである。

そのため、前回工事で実施した地盤改良工は、既往工事の遮水壁工と一体となって、本工事の目的である掘削を可能にしたものである。

上述のとおり、既往工事で実施した地盤改良工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その13)

2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その12)に引き続き本体仮設工・本体築造工・本体作業土工(ポンプ棟Ⅱ期、沈砂池棟)を行うものである。

今回施工する本体仮設工は、既往工事で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留支保工(中間杭等)である。

既往工事である本体土留工は、当該工事に近接する正蓮寺川護岸構造物及び正蓮寺川仮排水路並びに地下埋設物等の重要構造物への影響を計測しながら施工管理を行っている。

上述のとおり、本工事で施工する本体仮設工等は、本体土留工との一体機能によってその目的が発現し、今後の施工において近接する重要構造物への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、責任施工の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 東部サテライト他改修に伴う既設通信設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立システムズ

3 随意契約理由

本工事は、(仮称) 東部サテライト他改修に伴い既設通信設備 (以下「設備」という。) の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立システムズが独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されており、それらの改造及び設定変更、試験調整を行うには、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要である。また、上記業者以外のものが本工事を実施し設備に不具合が発生した場合、その原因が製造者の問題なのか、本工事によるものなのか原因特定が困難になるほか、その責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は (株) 日立システムズである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)